

平成 17 年 7 月 20 日

各 位

不動産投信発行者名
東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
ジョイント・リート投資法人
代表者名
執行役員 三 駄 寛 之
(コード番号：8973)
問 合 せ 先
株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ
I R・財務部長 北 村 浩 一
TEL.03-5759-8848 (代表)

投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場承認に関するお知らせ

ジョイント・リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)不動産投資信託証券市場への上場を目指し鋭意準備を進めて参りましたが、本日、東京証券取引所より本投資法人の投資証券の東京証券取引所不動産投資信託証券市場への上場について承認が得られましたので、ここにお知らせいたします。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的として設立された法人です。資産の運用については、株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ(以下「資産運用会社」といいます。)が、本投資法人からの委託に基づき、投信法上の投資信託委託業者として、本投資法人規約並びに同規約に定める資産運用の対象及び方針に従い資産の運用に係る業務を行います。

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、運用資産の運用を行うことを基本方針としており、以下のポートフォリオ構築方針及び成長戦略により、かかる基本方針の実現を目指します。

(収益の安定性)

安定収益の見込まれる住居及び商業施設をコア・アセットとし、そのそれぞれ異なる安定性による相互補完に基づく収益の安定化を図るとともに、安定稼働が見込まれる物件に厳選した上でオフィスビル等のバランス・アセットにも投資を行います。

不動産売買の機会と取得後の賃貸市場規模が大きく、かつ将来にわたり需給関係が良好と見込まれる東京圏(注)を主要投資対象地域とし、その他地方主要都市部にも分散投資を行います。

(注)東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。

(成長性)

本投資法人は、株式会社ジョイント・コーポレーション及びそのグループ会社数社との間で不動産等取得に関する優先交渉権及び不動産等にかかる売却・仲介情報の優先的提供に関する覚書を締結し

ご注意: この文書は、本投資法人の投資証券の上場承認に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書(並びにその訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。



ており、ジョイントグループのサポートによる物件取得機会の確保を活かした着実な外部成長を目指します。

本投資法人は、平成 17 年 4 月 20 日に、株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズが設立企画人となって設立され、同年 5 月 19 日に投信法第 187 条に基づく登録を受けました。本投資法人は上場後遅滞なく、新投資口の発行及び資金の借入れにより調達した資金により、不動産（16 物件）の信託受益権を取得する予定であり、その購入価格総額は約 413 億円を予定しております。

以 上

* 本資料の配布先 : 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

ご注意: この文書は、本投資法人の投資証券の上場承認に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書（並びにその訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断と責任で投資なさるようお願いいたします。

投資法人及び資産運用会社の概要

1. ジョイント・リート投資法人

本店所在地	東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
設立企画人	株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ
執行役員	三駄 寛之
事業内容	投信法に基づき資産を主として不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする 資産対応証券等に投資して運用すること
沿革	平成 17 年 4 月 20 日：設立の登記、成立 平成 17 年 5 月 19 日：投信法第 187 条に基づく登録 平成 17 年 7 月 28 日：上場予定

2. 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ

本店所在地	東京都目黒区目黒二丁目 10 番 11 号
代表者	代表取締役社長 三駄 寛之
株主構成	株式会社ジョイント・アセットマネジメント：70% 株式会社ジョイント・コーポレーション：30%
事業内容	投信法に規定する投資法人資産運用業
沿革	平成 16 年 7 月 28 日：会社設立 平成 16 年 10 月 23 日：宅地建物取引業者免許取得 平成 17 年 1 月 27 日：宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 平成 17 年 4 月 18 日：投信法上の投資法人資産運用業の認可取得

(注) 本投資法人の執行役員である三駄寛之は、資産運用会社の代表取締役を兼務しており、投信法第 13 条に基づき平成 17 年 4 月 18 日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。